

新規開設施設の認可及び利用定員の設定に係る 意見聴取について

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について

平成29年2月1日

平成28年度第2回いちほらっこの子育て支援会議

市原市 子育て支援部 保育課

内容

○はじめに

◇特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の紹介

○特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取

○特定地域型保育事業の認可 及び

利用定員の設定に係る意見聴取

○その他

1. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の紹介

	定員	認可主体	確認主体	子ども・子育て支援制度上の区分
特定教育・保育施設	20～	県	市	認定こども園
				幼稚園
				保育所
特定地域型保育事業	1～19	市	市	居宅訪問型保育事業
				家庭的保育事業
				小規模保育事業
				事業所内保育事業

○認可：設備及び運営の基準を満たす施設について、保育を実施してよい旨を認めること。

○確認：認可保育所が、より具体的な運営の基準を満たすことを確認すること。

これを行う際に、その施設の利用定員を市が定める。

保育にかかる費用の一部につき、その施設の利用者が市から給付費を受けられるようになる。

特定教育・保育施設の利用定員の 設定に係る意見聴取

2. 意見聴取の根拠(特定教育・保育施設)

利用定員の設定に係る意見聴取

- ・平成29年4月に認可保育所が1園開設予定(ただし、千葉県による設置認可が前提)。→当該施設は確認基準を満たす見込み。
→利用定員を定める必要がある。
- ・子ども・子育て支援法第31条第2項には次の規定がある。

子ども・子育て支援法第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

→ このことから、本会議において意見を伺うものである。

3. 利用定員の設定について

利用定員とは

○認可定員・・・基本的に当該施設で保育できる児童数の上限として認められた定員数。

○利用定員・・・給付費の算定基礎として市が設定する定員数。以下の点を踏まえて設定。

(1) 認可定員に一致させることが基本。

(2) 事業者の意向に加え、当該施設の最近の利用実績や今後の見込みなどを考慮。

※(2)の結果、認可定員と異なる数値を設定することもある。

ただし、その場合でも、認可定員の範囲内で設定。

(参考)基本的には、利用定員の区分に応じて、1人当たりの給付費の額が決定される。

例：3歳児1人当たりの給付費基本額(抜粋)

利用定員区分	給付費基本額(1人当たり)
20人	99,430円
21人～30人	76,120円
31人～40人	64,600円
41人～50人	62,730円
51人～60人	56,760円

3. 利用定員の設定について

○整備概要

施設名称	(仮称)あいあい保育園 ちはら台園						
類型	認可保育所						
所在地	ちはら台西2-3-8						
法人名	株式会社 global bridge						
	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
認可定員	60人	6人	10人	11人	11人	11人	11人
備考	<ul style="list-style-type: none">・自己資金による自主整備・10人規模の放課後児童デイサービスを併設予定・県内他市(千葉、船橋、浦安、佐倉)にて認可保育所運営中(最も長いものでは約10年)・五井中央西にて、放課後児童デイサービス「にじ五井」を平成27年12月から運営中						

3. 利用定員の設定について

○ちはら台地区における整備状況

市原市子ども・子育て支援事業計画における推計値に基づく比較

		①平成31年度量の見込み	②現時点での確保量	③残必要量 (①-②)	④新規開設施設の 認可定員
2号		208人	180人	28人	33人
3号	1・2歳	185人	160人	25人	21人
	0歳	73人	50人	23人	6人

①平成31年度における、ちはら台地区の保育必要量(推計)

②現在同地区で整備済みの保育供給量

→あいあい保育園 ちはら台園において、認可定員と同程度の利用が見込める。

→このことから、基本通り、認可定員と同数の利用定員を設定する。

	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
認可定員	60人	6人	10人	11人	11人	11人	11人
利用定員	60人	6人	10人	11人	11人	11人	11人

特定地域型保育事業の認可及び 利用定員の設定に係る意見聴取

4. 意見聴取の根拠(特定地域型保育事業)

(1) 認可に係る意見聴取

児童福祉法第34条の15第4項に下記のとおり規定されている。

このことから、児童の保護者や児童福祉に係る当事者を多く含む委員で構成している本会議において意見を伺うものである。

児童福祉法第34条の15第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かななければならない。

(2) 利用定員の設定に係る意見聴取

子ども・子育て支援法第43条第3項に下記のとおり規定されている。

このことから、本会議において意見を伺うものである。

子ども・子育て支援法第43条第3項

市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

5. 小規模保育事業の認可について

(1)前提・・・認可の考え方

～要件～

【原則】

①設備及び運営に関する基準を満たす。

→市は、申請した事業者を認可するものとする。 (児童福祉法第34条の15第5項)

【例外】

②認可することで、地域の保育量の供給過剰を招く。

→認可しないことができる。 (同但書)

※しかし、①を満たせば原則認可なので、②は慎重に適用しなければならない。(国通知)

→①②の要件の適否を以下で検討する。

5. 小規模保育事業の認可について

(2) 事業の概要(要件① 認可基準の適否について)

事業所名 (類型)	運営主体	提供区域	備考
(仮称) 有秋小規模保育事業所 (小規模保育事業B型)	学校法人	有秋地区	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の余裕教室活用 ・事業計画に即した整備

開所時間	定員	保育室等	屋外遊戯場	食事提供	連携施設
(月～土) 8:00～17:30	18人 0歳:0人 1歳:6人 2歳:12人	49.27㎡ 【必要面積】 43.56㎡ 3.3 × 6=19.8 ㎡ 1.98 × 12=23.76㎡	40㎡(敷地内) 【必要面積】 39.6㎡ 3.3 × 12=39.6㎡	自園調理	第二姉ヶ崎 幼稚園

⇒審査の結果、認可基準に適合していることが認められた。

5. 小規模保育事業の認可について

(3) 有秋地区における整備状況(要件② 保育量の需給バランスについて)
市原市子ども・子育て支援事業計画における推計値に基づく比較

		①平成31年度量の見込み	②現時点での確保量	③残必要量 (①-②)	④新規開設施設の 認可定員
3号	2歳	6人	0人	6人	12人
	1歳	6人	0人	6人	6人
	0歳	7人	0人	7人	0人

①平成31年度における、有秋地区の保育必要量(推計)

②現在同地区で整備済みの保育供給量

→(仮称)有秋小規模保育事業所の認可申請定員は、2歳児推計より6名多い。

→例外規定を適用すべきか、次ページで慎重に検討する。

5. 小規模保育事業の認可について

- (3) 有秋地区における整備状況(要件② 保育量の需給バランスについて)
推計値と比較した場合に2歳児の提供数が増えることについての考察

【市内他地域】

施設の整備によるニーズの顕在化が生じており、有秋地区でも同様の現象が生じうる。
→推計以上のニーズが発生した場合に対応できる必要がある。

【同地域】

有秋地区では、他に運営中の保育施設が存在しない。
→認可によって既得権を侵害することがない。

【施設固有の事情】

連携先の第二姉ヶ崎幼稚園では、例年、2歳児(推計外)が約10名利用している。
→推計以上の数の2歳児が利用する可能性がある。

→以上のことから、例外規定を適用しない。

5. 小規模保育事業の認可について

(4) 認可に関する結論

ア、申請書類及び現地を認可基準に照らし合わせ審査した結果、認可基準に適合している。

イ、「認可しないことができる」例外規定は適用しない。

➔以上を踏まえ、今回申請の事業所については、認可することとする。

6. 利用定員の設定について

有秋地区における整備状況

市原市子ども・子育て支援事業計画における推計値に基づく比較(再掲)

		①平成31年度量の見込み	②現時点での確保量	③残必要量 (①-②)	④新規開設施設の 認可定員
3号	2歳	6人	0人	6人	12人
	1歳	6人	0人	6人	6人
	0歳	7人	0人	7人	0人

①平成31年度における、有秋地区の保育必要量(推計)

②現在同地区で整備済みの保育供給量

→(仮称)有秋小規模保育事業所では、認可定員と同程度の利用の可能性がある。

→このことから、基本通り、認可定員と同数の利用定員を設定する。

	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
認可定員	18人	0人	6人	12人	-	-	-
利用定員	18人	0人	6人	12人	-	-	-